

「自ら評価」案件の取扱いについて (平成24年2月16日食品安全委員会決定)

1 「自ら評価」案件については、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日食品安全委員会決定(以下「委員会決定」という。)に基づき選定された候補の中から、食品安全委員会における調査審議を経て決定されたものであり、委員会決定の考え方を踏まえ、食品健康影響評価を行うことを基本とする。

2 「自ら評価」案件については、委員会決定の(2)の②を踏まえ、科学的知見の充足の程度にも配慮しつつ、選定を行っているところであるが、リスク管理機関からの要請に基づき行う食品健康影響評価の場合と異なり、選定後に、食品健康影響評価を行うために必要な科学的知見が不足していることが判明する案件があることも事実である。

このような案件については、食品安全委員会における調査審議の結果、当面、食品健康影響評価を行うために必要な科学的知見を得ることが困難であると判断される場合には、「ファクトシート」又は「リスクプロファイル」の作成をもって食品健康影響評価を終了することとし、国民に対して当該案件に関する情報をできる限り速やかに提供するという観点から、ホームページ等で「ファクトシート」又は「リスクプロファイル」を公表することとし、これらについては、必要に応じて内容の更新を行うこととする。

また、当該案件について食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学的知見が得られた場合には、食品健康影響評価実施の必要性について検討することとする。

3 具体的な食品健康影響評価の終了手続きは以下のとおりとする。

- ① 当該案件について担当の専門調査会等が決定されている場合において、当該専門調査会等が、当面、食品健康影響評価を行うために必要な科学的知見を得ることが困難であると判断するときは、当該専門調査会等を担当する食品安全委員会の委員がその旨を食品安全委員会に報告する
- ② 食品安全委員会において、当該案件について、当該報告に基づき調査審議を行い、当面、食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学的知見を得ることが困難であると判断する場合には、「ファクトシート」又は「リスクプロファイル」の作成をもって食品健康影響評価を終了することを決定する。

- ③ 当該案件について担当の専門調査会等が決定されていない場合において、食品安全委員会が、当該案件について、食品安全委員会事務局からの報告等に基づき調査審議を行い、当面、食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学的知見を得ることが困難であると判断する場合には、「ファクトシート」又は「リスクプロファイル」の作成をもって食品健康影響評価を終了することを決定する。

4 3の手続きにより終了した案件について、食品健康影響評価を開始するための手続きは以下のとおりとする。

- ① 当該案件について、食品安全委員会事務局において、食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学的知見が得られたと考える場合には、企画等専門調査会に報告する。
- ② 企画等専門調査会において、当該報告に基づき、食品健康影響評価の開始の必要性について調査審議を行い、その結果を食品安全委員会に報告する。
- ③ 食品安全委員会において、当該報告に基づき調査審議を行い、食品健康影響評価の実施の必要性の有無について決定する。